

議案第100号

はしご付消防自動車の取得に係る物品売買契約の変更について

令和元年6月21日に議決を得たはしご付消防自動車の取得に係る物品売買契約の一部を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めます。

令和元年12月6日提出

佐野市長 岡部正英

変更内容

事項名	変更前	変更後
契約金額	205,200,000円	209,000,000円

理 由

はしご付消防自動車の取得に係る物品売買契約について、消費税法及び地方税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が変更となったため、契約金額を変更したいので提案するものです。

参 考

佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第100号参考資料

議案第57号

はしご付消防自動車の取得について

次のとおり財産を取得することについて、佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年佐野市条例第57号）第3条の規定により、議会の議決を求めます。

令和元年6月7日提出

佐野市長 岡部正英

1 取得する財産

財産の種類	財産の名称	数量	契約の相手方
物 品	はしご付消防自動車	1台	千葉県船橋市小野田町1530番地 株式会社モリタテクノス 東日本営業部 部長 平岡圭司

2 取得予定価格

205,200,000円

理 由

はしご付消防自動車を取得したいので提案するものです。

参 考

佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例抜粋

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければ
ならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若
しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平
方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の
買入れ若しくは売払いとする。